

政令第三百八十六号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和六年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

別表中第五十六号を削り、第五十五号を第五十六号とし、第三十六号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表第三十五号口中「ワノ割及びカノ割」を「リノ割、ワノ割、カノ割及び船江」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表中第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を削り、第三十二号を第三十四号とし、第五号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の二を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の二を第三号とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

る。

別表第三第一地区の項中「第三号及び第四号の二」を「第四号及び第六号」に改め、同表第二地区の項中「別表第五号及び第十号から第十二号まで」を「別表第七号及び第十二号から第十四号まで」に改め、同表第三地区の項中「別表第十三号から第十五号まで」を「別表第十五号から第十七号まで」に改め、同表第五地区の項中「別表第二十号及び第二十一号」を「別表第二十二号及び第二十三号」に改め、同表第六地区の項中「別表第二十二号、第二十七号及び第三十一号」を「別表第二十四号、第二十九号及び第三十三号」に改め、同表第七地区の項中「別表第三十五号及び第三十六号」を「別表第三十六号及び第三十三号」に改め、

七号」に改め、同表第八地区の項中「別表第三十八号、第四十六号及び第四十七号」を「別表第三十九号、第四十七号及び第四十八号」に改め、同表第九地区の項中「別表第四十三号、第四十八号、第五十六号」を「別表第四十四号、第四十九号」に改め、同表第十地区の項中「別表第五十号から第五十四号まで」を「別表第五十一号から第五十五号まで」に改める。

理 由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、田原地区及び阿南地区についてその指定を解除するとともに、名古屋港臨海地区について区域の拡張を行う等の必要があるからである。